

日医発第 242 号(情シ)(保険)
令和 5 年 4 月 24 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長島 公之
(公印省略)

オンライン資格確認の災害時、システム障害時等の 資格確認方法について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
令和 5 年 4 月よりオンライン資格確認の導入が原則義務化となりましたが、
災害時やオンライン資格確認システムの障害時等の資格確認方法が一部変更さ
れましたので、お知らせいたします。

変更概要としましては、マイナポータル[※]の被保険者資格情報から資格を確認
する方法が認められました。

詳細はオンライン資格確認・医療情報化支援基金関係「医療機関等向けポ
ータルサイト」に掲載されており、下記に URL を記載しています。

【URL】

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
「医療機関等向けポータルサイト」

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/post-13.html>

【マニュアル】

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/unyou_manual.pdf

(※マニュアル内「第 5 章 困った時には」56 ページ #26 参考／【別添資料】
別紙 1 にて抜粋)

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、
貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜ります
ようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・別紙 1：医療機関・薬局向けの「オンライン資格確認運用マニュアル」
「第 5 章 困った時には」抜粋

【別添資料】別紙 1

医療機関・薬局向けの「オンライン資格確認運用マニュアル」

「第 5 章 困った時には」抜粋

■ オンライン資格確認等システムの障害時に関して

問 医療機関のシステム障害等に伴い資格確認ができない。

<事例>

- 顔認証付きカードリーダーのハードウェア・アプリケーションエラー等
- マイナンバーカードの IC チップ破損等
- ネットワーク障害
- 医療機関等のシステム障害

(答)

通信障害等により、その場でオンライン資格確認ができない場合には、マイナンバーカードの券面情報(氏名、生年月日、性別、住所)を控えておき、障害等の復旧後、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」(資格情報照会(システム障害時))等により資格確認を行ってください(※)。本機能の操作方法については「オンライン資格確認等システム操作マニュアル(システム障害時編)」をご確認ください。

(※) コールセンターへ連絡することで立ち上げることができます。

また、通信障害等の場合の特例的な対応として、マイナポータルに表示される被保険者資格情報の提示により被保険者資格を確認することも認められます。この際、患者のスマートフォンのほか、医療機関・薬局が所持するスマートフォンにより患者のアカウントでマイナポータルにログインし、被保険者資格画面を確認することも可能です(ただし、この場合、必ず患者本人にログアウトを確認していただくことが必要です)。

なお、健康保険証を持参している者については、当該健康保険証により資格確認を行うこともできます。